

松山市長 野 志 克 仁

松山市資格取得等助成金交付要綱をここに公布する。

記

松山市資格取得等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、資格取得又は職業能力の開発及び向上のために教育訓練講座を修了した者を対象に、予算の範囲内において資格取得等助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、雇用の促進を図るものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）に定めるところによる。

(対象講座)

第2条 助成金の支給の対象となる教育訓練講座（以下「対象講座」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る一般教育訓練講座及び特定一般教育訓練講座とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が実施する講座は、対象講座としない。

(支給対象者)

第3条 助成金の支給対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象講座を修了した者であること。
- (2) 対象講座の受講開始時において、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の受給資格を有していない者であること。
- (3) 対象講座の受講開始時から対象講座修了時までの間において、継続して市内に在住している者であること。
- (4) 第5条第1項の規定による申請時において、公共職業安定所に求職登録をしている者であること。
- (5) 第5条第1項の規定による申請時において、現に就職せず、かつ、仕事があればすぐに就職できる者又は現に就職しており転職を希望している者であること。

(6) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けていない者であること。

2 市税を滞納している者は、前項の支給対象者となることができない。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、支給対象者が対象講座の受講のために負担した入学金及び受講料の額の合計額の、一般教育訓練講座にあつては20パーセントに相当する額、特定一般教育訓練講座にあつては40パーセントに相当する額（これらの額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下の額とし、10万円を限度とする。

(認定申請及び認定等)

第5条 助成金の支給を受けようとする支給対象者は、受講しようとする対象講座の開始日から14日を経過する日までに、資格取得等助成金受給資格（認定・変更）申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

(1) 公共職業安定所に求職登録していることを証明する書類

(2) 教育訓練給付金支給要件回答書の写し

(3) 対象講座のパンフレット等その内容が分かるもの

(4) 市税の完納証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、資格取得等助成金受給資格認定書（様式第2号。以下「受給資格認定書」という。）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知を行うに当たっては、必要な条件を付すことができる。

4 第2項の規定により受給資格の認定を受けた支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、認定申請書の記載事項に変更が生じたときは、変更事項を記載した認定申請書に受給資格認定書を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その申請に係る事実を確認し、受給資格認定書に必要な改定をし、当該受給資格者に返付するものとする。

(着手届及び完了届等)

第6条 松山市補助金等交付規則第8条ただし書の規定に基づき、この要綱に基づく手続きについては、同条各号に掲げる書類の提出を要しない。

(助成金の支給申請及び支給決定)

第7条 受給資格者は、助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、資格取得等助成金支給申請書（様式第3号）次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類にあつては、対象講座修了後に提出することができる。

(1) 教育訓練修了証明書（様式第4号）又は訓練施設が発行する修了を証明する書類で市長が認めたもの

(2) 入学金及び受講料の支払を証明する書類

(3) 対象講座の受講開始時から対象講座修了時までの間において松山市内に在住していたことが分かる住民票

(4) 振込みを希望する金融機関及び口座番号が分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、資格取得等助成金支給決定通知書（様式第5号）により、受給資格者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条第2項の規定による助成金の支給決定を受けた受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、対象講座の修了日の翌日から起算して1月以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（助成金の支給）

第9条 市長は、前条第1項の規定による請求があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（認定の取消し等）

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた受給資格者があるときは、助成金の支給認定及び支給決定を取り消し、既に支給した助成金の全部を返還することを命じることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日以後に教育訓練講座の受講を開

始した者について適用する。

付 則（平成 25 年 4 月 16 日要綱第 36 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以後に教育訓練講座の受講を開始した者について適用する。

付 則（平成 31 年 3 月 29 日要綱第 21 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に教育訓練講座の受講を開始した者について適用する。

付 則（令和元年 9 月 26 日要綱第 14 号）

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

資格取得等助成金受給資格（認定・変更）申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

松山市資格取得等助成金交付要綱第5条（第1項・第4項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、申請事項の確認のために必要な限度において、市職員が私に関する資料を閲覧することに同意します。

ふりがな 1氏名	印	生年月日	年	月	日	
2住所	〒	—	—	—	—	
松山市						
3教育訓練施設名称（スクール名）						
4教育訓練施設所在地						
5教育訓練講座名称			厚生労働大臣 指定講座番号			
6教育訓練の期間 （予定）			年	月	日	
			～	年	月	
			年	月	日	
7現在の就職の有無			有	・	無	
			有の場合の 雇用形態			
			正規			
			・			
			非正規			
			業務内容			
8上記7で就職有と回答した方で、今回の資格取得による転職希望の有無				有	・	無
9過去にこの制度に基づく助成金の交付の有無				有	・	無

添付書類

- 1 公共職業安定所に求職登録していることを証明する書類（ハローワークカードの写し）
- 2 教育訓練給付金支給要件回答書の写し
- 3 教育訓練講座のパンフレット等その内容が分かるもの
- 4 市税の完納証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類

注意

- 1 支給の対象となる費用は、教育訓練講座の受講について支払う入学金及び受講料（希望により行われる訓練又は希望により提供される教材等に要する費用を除きます。）です。
- 2 支給額については、教育訓練施設に支払われた金額に基づき算定することとなります。
- 3 公共職業安定所の教育訓練給付金の受給の有無の確認ができない場合は、松山市から照会を行います。

資格取得等助成金受給資格認定書

1氏名	生年月日	年	月	日		
2住所	電話	—	—			
3教育訓練施設名称（スクール名）						
4教育訓練施設所在地						
5教育訓練講座名称	厚生労働大臣 指定講座番号					
6教育訓練の期間 （予定）	年	月	日	費用	入学金	円
	年	月	日	（予定）	受講料	円
7助成金支給予定額	円					
松山市資格取得等助成金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、 以上のとおり認定します。						
年 月 日 発行者 松山市長 ㊟						

注意

- この認定書は、助成金の申請を行う際、必要になる場合がありますので大切に保管してください。
- 事実を秘して不正に助成金を受給し、又は受給しようとした場合は、助成金の支給を中止し、又は返還を求める場合があります。
- 助成金の支給を受けるためには、講座修了日の翌日から1月以内に、資格取得等助成金請求書（様式第3号）に関係書類を添えて請求手続を行うことが必要です。
- 助成金の支給を受けるためには、教育訓練講座の修了まで、松山市に在住することが必要です。
- 助成金の支給後、就職状況調査を行いますのでご協力をお願いします。

資格取得等助成金支給申請書

年 月 日

（宛先）松山市長

松山市資格取得等助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

ふりがな 1 氏名	印	生年月日	年 月 日
2 住所 千 一 松山市		電話番号	— —
3 教育訓練の期間 (実績)	年 月 日	～	年 月 日
4 支払った 費用	入学金 円	受講料 円	
	支払合計金額	円	
5 請求金額		円	
備 考			

添付書類

- 1 教育訓練修了証明書（様式第4号）又は訓練施設が発行する修了を証明する書類（市長が認めたものに限る。）
- 2 入学金及び受講料の支払を証明する書類（領収書等）
- 3 住民票（助成金受給資格認定申請時から教育訓練講座修了時までの間において松山市内に在住していたことが分かるもの）
- 4 振込みを希望する金融機関及び口座番号が分かる書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

注意

- 1 講座修了日の翌日から1月以内に請求手続を行ってください。
- 2 教育訓練施設から修了証明書等が発行されない場合は支給できません。

教 育 訓 練 修 了 証 明 書

ふりがな 氏 名														
住所 〒 - 松山市														
教育訓練講座名称														
厚生労働大臣 指定講座番号						-							-	
実施方法 <input type="checkbox"/> 通学制 <input type="checkbox"/> 通信制					教育訓練の期間 年 月 日 ~ 年 月 日									
入学金及び 受講料の合 計額（教材 費等を除く 。）					円				内訳		入学金		円	
									受講料		円			
割増・割引	<input type="checkbox"/> 標準額 <input type="checkbox"/> 割増（理由 ） <input type="checkbox"/> 割引（理由 ）													
備 考														

以上のとおり、表記の受講者が、当教育訓練施設の修了認定基準に照らし、表記の教育訓練講座を修了したことを証明します。

（宛先）松山市長

年 月 日

指定教育訓練実施者名

教育訓練施設の名称

所在地

電話番号

長の職名・氏名

印

資格取得等助成金支給決定通知書

松山市指令第 号
年 月 日
(課)

様

松山市長 印

年 月 日付 認定番号第 号で認定した松山市資格取得等助成金は、次のとおり決定したので通知します。

1 支給年度	年度
2 支給金額	¥ ー
3 支給の条件及び指示	<p>(1) この助成金は、本助成事業の目的以外に使用してはいけません。</p> <p>(2) この助成事業については、市長及び監査委員が調査し、又は監査することがあります。</p> <p>(3) 松山市補助金等交付規則第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。</p> <p>(4) (3)により取り消した場合は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が支給されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとします。</p>